

労 審 発 第 6 3 9 号

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

厚生労働大臣

小宮山 洋子 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄



平成 2 3 年 1 2 月 5 日付け厚生労働省発基労 1 2 0 5 第 1 号をもって  
諮問のあった「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部  
を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申す  
る。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成23年12月15日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成23年12月5日付け厚生労働省発基労1205第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成23年12月15日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 岩村 正彦

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成23年12月5日付け厚生労働省発基労1205第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、厚生労働省案は妥当と認める。